

■第412回食品安全委員会

日時：平成23年12月15日（木）13：58～14：35

傍聴者：7名

議事概要：

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

1）添加物「サッカリンナトリウム」に係る食品健康影響評価について

・「サッカリンカルシウム、サッカリンナトリウム及びサッカリンのグループの一日摂取許容量（ADI）をサッカリンとして3.8mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

* 甘味料として欧米諸国等で広く使用が認められています。

2）肥料・飼料等「普通肥料（熔成汚泥灰けい酸りん肥）」に係る食品健康影響評価について

3）肥料・飼料等「普通肥料（化成肥料）」に係る食品健康影響評価について

4）肥料・飼料等「普通肥料（熔成けい酸りん肥）」に係る食品健康影響評価について

・これら肥料3品目については、「本肥料が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）へ通知することとなった。

* 2）下水汚泥を焼成したものに肥料又は肥料原料を混合し、熔融した普通肥料に係る公定規格を設定するものです。

* 3）普通肥料である化成肥料の原料として、熔成汚泥灰複合肥料の使用を認める公定規格の変更をするものです。

* 4）普通肥料である熔成けい酸りん肥の原料として、マンガ含有物及びほう酸塩の使用を認める公定規格の変更をするものです。

（2）「食品の安全性の確保のための調査・研究の推進の方向性について」の修正案について

・調査・研究企画調整会議座長の廣瀬委員及び事務局から説明。

「食品の安全性の確保のための調査・研究の推進の方向性について」を修正案のとおり決定。

（3）食品安全関係情報（11月18日～12月2日収集分）について

・事務局から報告。

（4）食品安全委員会の11月の運営について

・事務局から報告。